

3修理第1216号

動物用医療機器修理業許可証

氏名又は
名 称 丸文通商株式会社

事業所の
所 在 地 新潟県新潟市西区小針南台8番13号

事業所の
名 称 丸文通商株式会社 新潟支店

修理区分 動物用医薬品等取締規則第136条第2号の区分

許 可 の
有効期間 令和4年4月1日から
令和9年3月31日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の2第1項の規定により許可を受けた動物用医療機器の修理業者であることを証する。

令和4年2月9日

農林水産大臣 金子 原 二 郎